

●香川県告示第118号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和2年4月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波沿岸	男木漁港	男木漁港（男木地区）海岸	<p>1 指定場所 香川県高松市男木町字大井地先</p> <p>2 指定区域 基点1から基点8までを順次に結んだ線、基点8と補助点5とを結んだ線、補助点5から補助点1までを順次に結んだ線及び補助点1と基点1とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。） 基準点 三等三角点 男木島 （北緯34度25分42秒. 2566、東経134度03分39秒. 6547）</p> <p>基点1 基準点から192度19分、距離988.2メートルの地点</p> <p>基点2 基点1から250度06分、距離13.6メートルの地点</p> <p>基点3 基点2から298度35分、距離33.1メートルの地点</p> <p>基点4 基点3から261度20分、距離10.8メートルの地点</p> <p>基点5 基点4から249度18分、距離24.6メートルの地点</p> <p>基点6 基点5から243度47分、距離79.9メートルの地点</p> <p>基点7 基点6から223度47分、距離22.4メートルの地点</p> <p>基点8 基点7から213度50分、距離108.9メートルの地点</p> <p>補助点1 基点1から70度06分、距離36.5メートルの地点</p> <p>補助点2 基点1から110度54分、距離48.8メートルの地点</p> <p>補助点3 基点6から145度10分、距離70.9メートルの地点</p> <p>補助点4 基点8から161度46分、距離89.2メートルの地点</p> <p>補助点5 基点8から191度37分、距離53.9メートルの地点</p>